

調布市
商工会報

平成 19 年 2 月 1 日発行
発行：調布市商工会
〒182-0026 東京都調布市小島町 1-36-21
TEL.042-485-2214 FAX.042-485-9951
会員数：3,499 事業所 組織率：58.7% (1/31 付)
編集：広報委員会
URL：http://www.annie.ne.jp/~chofusci/

- お

も

な

記

事
- P1: 所得税・消費税決算確定申告相談
 - P2: 消費税、創業セミナー、パソコン研修
 - P3: 景況調査報告、雇用機会均等法、労働保険
 - P4: 各種金融制度、役務商標制度、福祉共済制度

今年も所得税・消費税（個人）の申告の季節となりました。商工会では、決算・確定申告指導会を開催いたしますので是非ご利用ください。

所得税の申告期間は、2月16日（金）から3月15日（木）までとなっております。消費税は4月2日（月）までとなっております。

※ お気軽にご相談ください ※

今年もはじまりに済んだ！

イータ君

ペッキー

e-Tax

どこでも申告・納税

e-Tax

さあ、あなたもネットで！

www.nta.go.jp

確定申告

所得・贈与税 3/15(木)まで

個人事業者の消費税・地方消費税 4/2(月)まで

■決算確定申告に来られる方へのお願い■

○自書申告が推進されています。指導会をスムーズに行うためにも、ご自分で記入できるところは事前に記入の上来会ください。
○申告期限間際は大変混み合うことが予想されます。お早めにお出かけください。
○駐車場はありません。公共交通機関をご利用いただくか、民間駐車場をご利用ください。

■所得税：決算・確定申告指導会■

（期間） 2月16日（金）～3月15日（木）

（受付） 午前10時～11時30分
午後1時～3時30分

※ 正午～午後1時までには昼食時間とさせていただきます。
土・日・祭日は休み

☆夜間指導会 3月7日（水）、8日（木）
午後6時～9時（受付午後7時30分まで）

☆税理士による個別相談会
2月16日（金）・19日（月）・20日（火）
26日（月）・28日（水）
3月2日（金）・5日（月）・6日（火）
8日（木）・9日（金）・12日（月）
13日（火）・14日（水）・15日（木）

■消費税個別相談会日程■

（日程） 2月23日（金）・27日（火）
3月1日（木）・7日（水）・26日（月）

（受付時間） 午前10時～11時30分
午後1時～3時30分

所得税・消費税決算確定
申告の相談は商工会へ

平成18年分 所得税の主な改正点

定率減税額の引下げ

定率減税額が10%、最高12万5千円に変わりました（改正前：20%、最高25万円）。

（平成17年所法等改正法附則61）

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額特別控除制度の創設

居住者が、平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の計画区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のものに限ります）の一定の耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該住宅耐震改修に要した費用の額の10%相当額（最高20万円）を控除することとされました。（措法41の19の2、措令26の28の2）

寄付金控除の改正

寄付金控除について、適用下限額が5千円（改正前：1万円）に引き下げられました。

（所法78）

1

消費税申告の準備を始めていますか？

■簡易課税制度とは？

小規模事業者への特例措置として、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付税額を計算する「**簡易課税制度**」の選択ができます。
納付税額は、「**課税売上に係る消費税額**」に事業の種類ごとに定められた「**みなし仕入率**」を掛けた額を「**課税仕入に係る消費税額**」として算出します。

消費税計算のイメージ

(注) この計算では、消費税の税率を、国税の消費税4%と地方消費税1%を合わせた5%としています。

消費税の
納付税額

=

課税売上に係る消費税額

課税期間の
課税売上高

× 5%

-

課税仕入に係る消費税額

課税期間の
課税売上高

× 5%

× みなし
仕入率

事業区分	みなし仕入率	事業の例 (注)
第一種事業 (卸売業)	90%	自動車用品卸売業、婦人服卸売業等
第二種事業 (小売業)	80%	パン屋、酒屋、薬局、書店等
第三種事業 (製造業等)	70%	農業、林業、漁業、建設業、製造業等
第四種事業 (その他の事業)	60%	飲食店業、金融・保険業等
第五種事業 (サービス業等)	50%	不動産業、運輸通信業、サービス業等

(注) 1 事業の区分は原則として取引ごとに判定し、いずれかに区分することになります。
2 2種類以上の事業を営む事業者の方は、課税売上を事業の種類ごとに区分しておく必要があります。



- 基準期間の課税売上が5,000万円を超える事業者は、簡易課税制度を選択できません。
- 支払った消費税額をみなし仕入率により計算するため、簡易に計算ができます。(ただし、高額な設備投資を行った場合等で、本則課税制度により計算すれば還付となるケースでも、還付を受けることはできませんので注意が必要です。)
- 簡易課税制度を選択すると、2年以上継続した後でなければ、選択をやめることができません。



■本則課税制度とは？

◎事業者の納付する消費税額は、原則として「課税売上に係る消費税額」から、「課税仕入に係る消費税額」を差し引いた金額になります。

消費税計算のイメージ

(注) この計算では、消費税の税率を、国税の消費税4%と地方消費税1%を合わせた5%としています。

消費税の
納付税額

=

課税売上に係る消費税額

課税期間の
課税売上高

× 5%

-

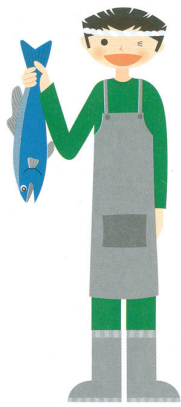
課税仕入に係る消費税額

課税期間の
課税仕入高

× 5%



- 基準期間の課税売上が5,000万円を超える事業者は、本則課税制度により消費税額を計算することになります。
- 高額な設備投資や仕入を行う場合は、簡易課税制度と比較すると、本則課税制度の方が税額が少なくなることがあります。
- 仕入に係る消費税額の控除を受けるためには、原則として、「**課税仕入等の事実を記録した帳簿**」及び「**課税仕入等の事実を証する請求書等**」の両方を保存しておく必要があります。



帳簿の記帳事項	請求書等 (注) の記帳事項
①相手先の氏名又は名称 ②取引の年月日 ③資産又は役務の内容 ④取引の金額	①書類の作成者の氏名又は名称 ②取引の年月日 ③資産又は役務の内容 ④取引の金額 ⑤書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

(注) 「請求書等」とは、請求書・納品書・仕入計算書・仕入明細書・領収書などのことをいいます。

保存期間はその課税期間の確定申告期限の翌日から原則7年間です。

パソコン会計研修会に参加しませんか

「やよいの青色申告」会計ソフトを利用したパソコン研修会を実施します。

昨年の決算・確定申告で苦労した個人事業主の皆さん！もし、パソコンをお持ちでしたら一度研修を受けてみては如何でしょうか？

(内容) やよいの青色申告

- 導入編：2 コース (2 日間)
- 決算編：2 コース (2 日間)

(日時)

- 導入編：平成19年 3 月 1 9 日 (月) ～ 2 0 日 (火)
 - 午前の部：午前 9 時 3 0 分 ～ 午後 12 時
 - 午後の部：午後 1 時 3 0 分 ～ 午後 4 時
- 決算編：平成19年 3 月 2 2 日 (木) ～ 2 3 日 (金)
 - 午前の部：午前 9 時 3 0 分 ～ 午後 12 時
 - 午後の部：午後 1 時 3 0 分 ～ 午後 4 時

(参加費)

- 1 コースにつき 2, 0 0 0 円
- ※但し、非会員の方は 4, 0 0 0 円



※ お申込み・お問合せ先は、調布市商工会まで (担当：栗原)
(詳細については、後日郵送にてご案内いたします)

小売業・サービス業・製造業・建設業の中小企業向け 経営幹部養成セミナーに参加しませんか

＝会社経営を疑似体験！経営戦略マスターセミナー＝

これから事業を引き継ごうとしている事業後継者や事業経営を始めて間もない方を対象に、仮想商店の経営上おこる数々の問題点 (資金、マーケット、投資、人材等) についてパソコンを使ってシミュレーションしていきます。知識を学習していただくセミナーではなく、実際に近いリアルな経営感覚を体験しながらそのノウハウを習得していただくセミナーです。是非ご参加下さい！

(日時) 平成 19 年 2 月 17 日 (土) ～ 18 日 (日) の 2 日間
10 時 00 ～ 16 時 30 分 (1 日だけの参加は不可)

(会場) 調布市民プラザあくろす あくろすホール
(京王線国領駅北口より徒歩 1 分)
※ 駐車場ご利用の場合は有料となります。

(定員) 2 1 名 (先着順)
(受講料) 2, 0 0 0 円 (2 日間)

- 主催 調布市 産業振興センター
- 共催 調布市商工会



※ お申込み・お問合せ先は、調布市産業振興センター
(担当：豊田・藤城 TEL 4 4 3 — 1 2 1 7) まで

景況調査から見る市内景況観

これまでの戦後最長だった「いざなぎ景気」を超え、日銀の発表した平成19年1月の金融経済月報（基本的見解）で、景気の現状について「緩やかに拡大している」との総括判断をしている。

先行きについても「景気は緩やかな拡大が続ける」との見通しを維持。個別項目も、すべて前月の判断を据え置いている。

物価面では、国内企業についての判断を「国際商品市況の反落が影響し、足もとでは3カ月前比でみて弱含んでいる」に下方修正している。

前月は原油価格反落の影響で「横ばい」としていた。

先行きは「国際商品市況の反落の影響から、目先、弱含みないし横ばいで推移する」との見通しを示している。

消費者物価（生鮮食品を除く）については、引き続き前年比が「プラス基調で推移している」と指摘。先行きも「プラス基調を続けていく」との見通しを維持した。

景気の個別項目では、前月に続いて個人消費が「やや伸び悩みつつも増加

基調」と認識。輸出や設備投資、生産は増加を続けていると評価した。

しかし、当会ビジネスサポートサービス(BSS)巡回相談員の景況聞き取りは次のとおり。

■製造業

○先月同様不況は続いている厳しい状況下には変わりが無い。

○設備投資、人材確保に積極的な企業も一部出始め、多少改善され景気回復の兆しもあり。

しかし悪戦苦闘中の事業所が多い。

■建設業

○最悪の状況に変わりなく、この不況はしばらく抜け出すのは難しい状況下にある。

○団塊ジュニアのマンション購入に続き、オフィスビルの需給が高まってきている。

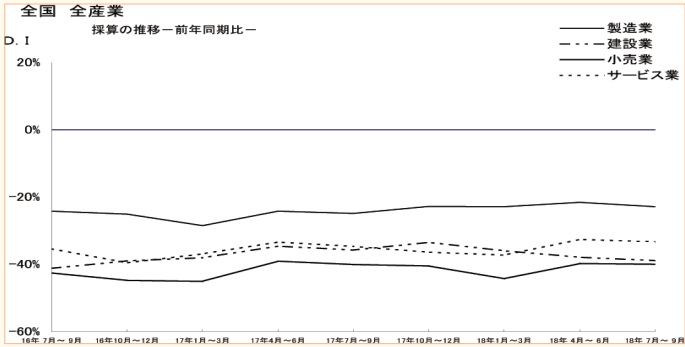
■小売業

○全体には厳しい状況が続いている。個人消費に結びつく材料がない。

○経営努力により売上を確保している店もあり、個店差が目立ち始めている。

■サービス業

○前月同様総じて大きな



(全国連景況調査報告書より)

調布市教育委員会より、商工会や各団体に職場体験の生徒受け入れに事業所を確保していただくようお願いがあり、調布市商工会でも皆様の事業所にお願したところ、多くの事業所様から快くご承諾いただきまして、誠にありがとうございました。中学生職場体験については、

■9月3日間 第四、五、六、七中学校 参加生徒数458名受入事業所数167事業所

■11月3日間 調布、神代、第三、八中学校参加生徒数638名受入事業所数177事業所

成果では、

■職業人と触れ合うことで社会人としての基本的なマナーや、ソーシャルスキルコミュニケーション能力を高めることができた。

■生徒にとって、現在の自分、これからの進路、適正などについて考える良い機会とすることができた。

※等々、沢山の効果がありました。改めてみなさまのご理解とご協力に感謝いたします。

「中学生職場体験受け入れ」ご協力ありがとうございました！

入っていますか?「労働保険」 ご存知ですか?「労働保険事務組合」

■労働保険とは…

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険をまとめた総称であり、労働者が労働災害や失業した場合などに必要な保険給付を行います。

労働保険は、政府が管理、運営している保険です。農林水産の事業の一部を除き、法人・個人を問わず労働者を一人でも雇っている事業主は必ず加入することが法律で義務付けられています。この「労働者」とは、パート、アルバイトも含みます。

■労働保険事務組合とは…

労働保険事務組合とは、商工会等、事業主に代わって労働保険の保険料申告や書類の提出等、労働保険に関する事務を処理する団体です。

☆ 事業主に代わって処理する労働保険事務とは

- ・概算、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- ・保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ・労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ・雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ・その他、労働保険についての申請・届出・報告等に関する事務

☆事務処理委託のメリット

- ・事務の手間が省けます。
- ・事業主・家族従事者も特別加入制度により労災保険に加入できます
- ・保険料納付が、金額に係らず3回に分割納付できます。

☆事務委託するには

- ・商工会員であることが条件です。他、委託手数料が別途必要です。

※ お気軽にご相談ください。

男女雇用機会均等法が変わります.. (平成19年4月より)

【5つの改正ポイント】

■性別による差別禁止の範囲の拡大

- ☆ 男性も性差別解決援助が利用できるようになります。
- ☆ 降格・職種変更等の雇用形態の変更・退職勧奨・雇止めについても性別を理由とした差別は禁止されます。また配置に業務の配分や権限の付与が含まれることを明確化しました。
- ☆ 合理的な理由の無い間接差別(女性を採用・登用しなくてすむよう、女性が満たしにくい要件を課す事)は禁止されます。

■妊娠・出産等を理由とする不利益取扱の禁止

妊娠中・産後1年以内の解雇は、「妊娠・出産・産前産後休業による解雇でない事」を事業主が証明しない限り無効となります。

■母性健康管理・セクシャルハラスメント対策

事業主が妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置(時差通勤・勤務時間の短縮等)・職場でのセクシャルハラスメント対策を講じない場合、「企業名の公表」、紛争が生じた場合の「調停等紛争解決援助の申出」の対象となります。

■ポジティブ・アクション(男女間の格差解消のための積極的取組)の推進

事業主がこのことの実施状況を公開するにあたり、国の援助を受けることができます。

■過料の創設

事業主が虚偽の報告等をした場合は、過料に処せられます。

※ 詳しくは商工会まで。

各種金融制度

国金、東京都、調布市、新銀行、各種ビジネスローン制度融資（西武信用金庫他）

■国金・東京都・調布市 (H19. 1. 18)

機関	融資名	融資対象者	資金 使 途	限度額 (万円)	返済 期 間	利 率	担保	保証人
国民生活金融公庫	小企業等経営改善貸付（マル経）	商工会の経営指導を 6 ヶ月以上前から受けている方で、商工会長の推薦を受け、常時使用する従業員が 20 人以下（卸・小売・サービス業は 5 人以下）の法人又は個人	運転	1,000	5 年	2.2%	不要 ただし、商工会長の推薦が必要	
			設備		7 年			
	普通貸付（マル普）	中小企業者の個人または法人	運転	4,800	5 年	2.5%	担保または保証人が必要	
			設備		10 年			
			特定設備	7,200	20 年			
東京都	無担保無保証人融資（小特）	従業員が 20 人（卸・小売・サービス業は 5 人）以下の個人	運転	1,250	7 年	2.5% 以内	不 要	東京信用保証協会の保証が必要
			設備		10 年	2.7% 以内		
	小規模企業融資（小企）	従業員が 30 人（卸・小売・サービス業は 10 人）以下の個人または法人	運転	8,000	7 年	2.5% 以内	原則として 8,000 万円以下は不要	東京信用保証協会の保証が必要 法人は 1 人（代表者個人）
			設備		10 年	2.7% 以内		
調布市	普通融資資金	市内に 1 年以上住所（法人は登記されている本店所在地）を有すること、市税を完納していること等	運転	1,000	5 年	長期プライムレート利率 + 0.2%	不 要	東京信用保証協会の保証が必要 法人は 1 人（代表者個人）
			設備	1,200	7 年			
			併用		5 年			

■商工会員向けビジネスローン (H19. 1. 18)

融資名	西武信用金庫 商工会メンバーズビジネスローン	オリックス・クレジット（株） （オリックス・クラブ・カード）	中央三井ファイナンスサービス（株） 商工会員向けビジネスカードローン
対 象	①商工会員で会費未納がない方 ②西武信用金庫営業地区内で事業を営んでいる方 ③決算書（個人の方は青色申告決算書）の提出が可能な方	①商工会員である方 ② 20 才～ 69 才までの業歴 1 年以上の事業経営者の方 ③業歴 1 年以上で代表者の方が 20 才～ 69 才までの法人	①商工会員である方 ②原則業歴 3 年以上の事業法人及び個人事業主
限度額	3,000 万円以内	100 万円～ 500 万円以内	1,000 万円以内
返済期間	運転 5 年以内 設備 10 年以内	残高引付・リボ・払込 返済方式 元利込定額払・払込 返済方式	借入残高引付・リボ・払込 返済方式
利 率	1.4% 以上（西武信金所定利率）	8.7% ～ 15.0%	14.0% ～ 18.8%
契約期間		1 年毎の自動更新	3 年毎の自動更新
担 保	原則として不要	不要	不要
保証人	法人は代表者、個人は事業継承者または第三者	法人は代表者	法人は代表者

■新銀行東京 (H18. 12. 11)

対象者	商工会員で会費未納がない方
金 額	100 万円以上 5,000 万円以下 （10 万円単位）
借 入 態 形	証書貸付 ※ 手形貸付、手形割引などはお取り扱いしていません
金 利	年率 2.312% ～ ※ 審査結果に応じた当社所定の金利を設定
事務手数料	2,100 円（商工会員特典：消費税込み）
返済期間	原則無担保で 5 年以内
返済方法	毎月元金均等分割返済 ※ 返済据置期間はございません
返 済 約 定 日	毎月一定の任意の日 ※ 休日の場合は翌営業日
担 保	ご融資期間 5 年以内の場合は不要
保証人	原則第三者保証不要 ※ 法人のお客さまは代表者の連帯保証が必要です

地域団体・小売業役務
商標制度について

商標法の改正によって、地域団体商標制度が平成 19 年 4 月 1 日にスタートする。

近年は、地域発の商品やサービスのブランド化を通じて地域経済の活性化を目指す動きが多く見られ、「地域ブランド」の取り組みが盛んになってきている。

地域団体商標を出願できるのは、

- ① 法人格があり、
- ② 事業協同組合など特別法が定めた組合などで、構成員加入の自由が保障されている団体で。

個人、単独の会社や法人、市町村、商工会・商工会議所などが主体となって地域団体商標を出願・登録することはできない。これは、社団法人や事業協同組合などその構成員に対して認める「団体商標」に準じている。

地域団体商標は、通常の商標権と同様に存続期間は 10 年間、更新が可能。

福祉共済制度推進月間中：

ご説明にお伺いいたします。お気軽にご相談ください。

医療特約の追加（平成18年11月から）で、ますます安心お得になりました。

1日あたり約65円（A・Bタイプ）でビッグな補償とワイドな内容を実現！

国内外・24時間フルカバー！

手術にも手厚い補償！

充実した入院・通院補償！

掛金・共済金は、年齢・性別・職種に関係なく一律！

福祉共済があなたの暮らしをまもります。